

## 南砺市応援市民制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、南砺市応援市民制度の実施に関し必要なことを定めるものです。

### (応援市民)

第2条 南砺市応援市民（以下「応援市民」という。）とは、南砺市を応援する活動により、市民と共に地域を支え、盛り上げるパートナーとなる方をいいます。

### (登録要件)

第3条 応援市民の登録要件は、次のとおりです。

- (1) 南砺市以外に在住する方であること。
- (2) 南砺市を愛していただくこと。
- (3) 南砺市への応援活動を実施していただくこと。

### (登録)

第4条 応援市民に登録していただける方は、応援市民登録申請書（別記様式）を市長に提出していただきます。

- 2 応援市民の登録の承認は、登録証の通知をもって代えさせていただきます。
- 3 応援市民登録申請書の情報は、南砺市応援市民台帳（以下「台帳」という。）に記載されます。

### (応援市民の役割)

第6条 応援市民には、次のことをお願いします。

- (1) 南砺市への愛着を更に深めていただくこと。
- (2) 南砺市を応援する活動を継続していただくこと。
- (3) 制度の継続及び拡大に力をお貸しいたいただくこと。
- (4) その他南砺市の魅力向上に力をお貸しいたいただくこと。

### (市の役割)

第7条 市は、次のことをお約束します。

- (1) 台帳を適正に管理すること。
- (2) 南砺市への愛着を深める情報及び手段を提供すること。

(3) 南砺市を応援する活動の実施に必要な情報及び手段を提供すること。

(4) 同制度が親しみやすく、継続性のある制度となるよう努めること。

(個人情報保護)

第8条 台帳に記載された個人情報は、目的以外のことには使用しません。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほかに必要なことは、別に定めることとします。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。